

消 防 危 第 198 号
平成 23 年 9 月 15 日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消防庁危険物保安室長

危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令の
公布について

危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令（平成 23 年総務省令第 129 号）が本日公布され、公布の日から施行されることとなりました。

平成 22 年に危険物の規制に関する規則（昭和 34 年総理府令第 55 号）を改正し、既設の地下貯蔵タンクのうち、設置年数、塗覆装の種類及び設計板厚から腐食のおそれが（特に）高いものを対象に、内面コーティング、電気防食等の措置を講じることとしたところです。（平成 23 年 2 月 1 日施行。経過措置期間は 2 年（平成 25 年 1 月 31 日まで）。）

今回の改正は、東日本大震災により被災地の製造所等も大きな被害を受けていることに鑑み、当該製造所等について、地下貯蔵タンクに係る安全を確保することを条件に、当該経過措置期間を 3 年（平成 28 年 1 月 31 日まで）延長することを主な内容とするものです。

貴職におかれましては、下記の事項に十分御留意の上、その運用に配慮されるとともに、各都道府県消防防災主管部長におかれましては、この旨貴管内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても周知くださいますようお願いいたします。

なお、本通知中においては、法令名について次のとおり略称を用いましたので御承知おき願います。

消防法（昭和 23 年法律第 186 号） 法
危険物の規制に関する規則（昭和 34 年総理府令第 55 号） 規則
危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令
（平成 22 年総務省令第 71 号） 平成 22 年省令
危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令
（平成 23 年総務省令第 129 号） 改正省令
改正省令による改正後の平成 22 年省令 新平成 22 年省令

危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示
(昭和49年自治省告示第99号) 告示

記

第1 経過措置期間の延長に関する事項

1 経過措置期間の延長及びその対象となる製造所等について

東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）に際し、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村の区域（東京都を除く。）に設置されている既設の製造所等（平成22年省令の施行の際、既に許可を受けて設置されている製造所等をいう。以下同じ。）のうち、東日本大震災により損壊したことについて市町村長等が確認したもので、かつ、当該製造所等の地下貯蔵タンクに3に掲げる措置が講じられているものについては、平成22年省令の経過措置期間を3年（平成28年1月31日まで）延長することができることとされたこと（新平成22年省令附則第2条第2項関係）。

2 経過措置期間の延長に必要な手続について

上記1の適用を受けようとする者は、申請書と、次に掲げる書類を平成25年1月21日までに市町村長等に提出しなければならないこととされたこと（新平成22年省令附則第2条第3項関係）。

(1) 東日本大震災により当該既設の製造所等が損壊したことを明らかにすることができる書類

当該書類については、例えば次に掲げるものが考えられること。

ア 市町村等が発行する当該製造所等に係り災証明書又はり災届出証明書

イ 東日本大震災による災害により当該製造所等が損壊したことを確認できる写真

ウ その他東日本大震災による災害により当該製造所等が損壊したことを確認できる書類

(2) 3(1)イに該当する地下貯蔵タンクを有する既設の製造所等にあつては、3(1)イ(ウ)により定める計画を記載した書類（当該書類については、「地下貯蔵タンク等及び移動貯蔵タンクの漏れの点検に係る運用上の指針について」（平成16年3月18日付け消防危第33号。以下「33号通知」という。）の別添3の様式例を参考とし、必要に応じて関係書類を添付するものとして運用されたいこと。）

3 経過措置期間の延長に必要な措置について

(1) 措置の内容について

経過措置期間の延長の適用を受けるにあたっては、既設の製造所等の地下貯蔵タンクの区分に応じ、次に掲げる措置を講ずることとされたこと（新平成 22 年省令附則第 2 条第 4 項関係）。

ア 腐食のおそれが特に高い地下貯蔵タンク

告示第 4 条の 49 の 2 に規定する危険物の微少な漏れを検知するための設備を設けること。

イ 腐食のおそれが高い地下貯蔵タンク

次の(ア)から(ウ)に掲げる措置を講ずること。

(ア) 法第 14 条の 3 の 2 の規定による定期点検及び規則第 62 条の 5 の 2 第 1 項の規定による地下貯蔵タンクの漏れの点検を 6 月に 1 回以上行うこと。

(イ) 当該地下貯蔵タンクにおける危険物の貯蔵又は取扱数量の 100 分の 1 以上の精度で 1 日に 1 回以上在庫管理を行うとともに、当該地下貯蔵タンクに設けられた漏えい検査管を用いることにより 1 週間に 1 回以上危険物の漏れを確認すること。

(ウ) 当該地下貯蔵タンクを有する既設の製造所等において、危険物の在庫管理に従事する者の職務及び組織に関する事、当該者に対する教育に関する事、在庫管理の方法及び危険物の漏れが確認された場合に取りべき措置に関する事、その他必要な事項について計画を定めること。

(2) 措置に係る留意事項について

上記(1)の措置を講じる際には、以下の点について留意すること。

ア 上記(1)イ(ア)に掲げる措置の点検周期の起算日は平成 25 年 2 月 1 日とすること。

イ 上記(1)イ(イ)に掲げる措置は、33 号通知別添 2 「漏れの覚知に係る実施要領」に基づいて行うこと。

ウ 上記(1)イ(ウ)に掲げる措置について、当該既設の製造所等の所有者等は、当該計画に基づき継続的に取組みを実施する必要があること。この場合において、必要に応じ関連の自主規程を整備する等して実効性を担保することが重要であるとともに、予防規程の適用のある製造所等については、関連規程等に当該計画の内容を反映することが望ましいこと。

4 その他の事項について

上記 2 の申請書の様式として、別記様式が平成 22 年省令附則に追加されたこと。

第2 施行期日等

1 施行期日

改正省令は、公布の日から施行するものとされたこと（改正省令附則第1条関係）。

2 経過措置

平成22年省令の施行の日において現に設置されている製造所等の構造及び設備で、同日において現に存するもののうち、平成25年2月1日から平成28年1月31日までの間に、規則第23条の2及び第23条の3に定める技術上の基準に適合しないこととなるものの構造及び設備に係る技術上の基準については、新平成22年省令附則第2条の規定を準用するものとされたこと。この場合において、新平成22年省令附則第2条第3項中「平成二十五年一月二十一日」とあるのは、「新規則第二十三条の二及び第二十三条の三に定める技術上の基準に適合しないこととなる日の十日前」と読み替えるものとされたこと（改正省令附則第2条関係）。

以上

○総務省令第二百二十九号

消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第十四条の三の二及び第三十六条の四並びに危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）第八条の五並びに第十三条第一項及び第二項の規定に基づき、危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年九月十五日

総務大臣 川端 達夫

危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令

危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令（平成二十二年総務省令第七十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二条中「取扱所」の下に「（以下「既設の製造所等」という。）」を、「危険物の規制に関する規則」の下に「（以下「新規則」という。）」を加え、同条に次の三項を加える。

2 東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下この項及び次項において同じ。）に際し、災害救助法（昭和二十二年法律

第百十八号)が適用された市町村の区域(東京都の区域を除く。)において設置されている既設の製造所等のうち、東日本大震災により損壊したことについて市町村長等が確認したもので、かつ、当該既設の製造所等の危険物の規制に関する政令(以下「令」という。)第十三条第一項第一号に規定する地下貯蔵タンク(令第九条第一項第二十号ハにおいてその例による場合及びこれを令第十九条第一項において準用する場合並びに令第十七条第一項第八号イ、同条第二項第二号、新規則第二十七条の五第四項第一号及び新規則第二十八条の五十九第二項第五号においてその例による場合を含む。以下この条において「地下貯蔵タンク」という。)に第四項に掲げる措置が講じられているものについては、前項の規定を準用する。この場合において、前項中「平成二十五年一月三十一日」とあるのは、「平成二十八年一月三十一日」と読み替えるものとする。

3 前項の規定の適用を受けようとする者は、次の各号に定める書類を、平成二十五年一月二十一日までに、市町村長等に提出しなければならない。

一 別記様式の申請書

二 東日本大震災により当該既設の製造所等が損壊したことを明らかにすることができる書類

三 次項第二号に該当する地下貯蔵タンクを有する既設の製造所等にあつては、同号ハにより定める計画を記載した書類

4 第二項に規定する既設の製造所等の地下貯蔵タンクに講じる措置は、次の各号に掲げる地下貯蔵タンクの区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 新規則第二十三条の二第一項第一号及び第二号に規定する腐食のおそれが特に高い地下貯蔵タンク
新規則第二十三条の三第一号に規定する地下貯蔵タンクからの危険物の微少な漏れを検知するための告示で定める設備を設けること。

二 新規則第二十三条の三第一号に規定する腐食のおそれが高い地下貯蔵タンク 次のイからハまでに掲げる措置を講じること。

イ 新規則第六十二条の四第一項及び第六十二条の五の二第二項の規定にかかわらず、消防法第十四条の三の二の規定による定期点検及び新規則第六十二条の五の二第一項の規定による地下貯蔵タンクの漏れの点検を六月に一回以上行うこと。

ロ 危険物の貯蔵又は取扱数量の百分の一以上の精度で一日に一回以上在庫管理を行うとともに、当該

既設の製造所等に設けられた漏えい検査管を用いることにより一週間に一回以上危険物の漏れを確認すること。

ハ 当該既設の製造所等における危険物の在庫管理に従事する者の職務及び組織に関すること、当該者に対する教育に関すること、在庫管理の方法及び危険物の漏れが確認された場合に取りるべき措置に関することその他必要な事項について計画を定めること。

附則の次に次の別記様式を加える。

別記様式

製造所
危険物 貯蔵所 新規適合期限延長に係る申請書
取扱所

年 月 日			
殿 届出者 住 所 _____ (電話 _____) 氏 名 _____ ④			
危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令（平成 22 年総務省令第 71 号）附則第 2 条第 3 項の規定に基づき、申請します。			
設 置 者	住 所	電 話	
	氏 名		
設 置 場 所			
製 造 所 等 の 別		貯蔵所又は取扱所 の 区 分	
設置の許可年月日及び 許 可 番 号		年 月 日 第 号	
設置の完成検査年月日 及 び 検 査 番 号		年 月 日 第 号	
対象となる地下貯蔵タンク*			
当該地下貯蔵タンクの 設置時の完成検査期日*			
塗 覆 装 の 種 類 *			
設 計 板 厚 *		mm	
腐食のおそれが高地下 貯蔵タンク又は腐食のおそれ が高い地下貯蔵タンクの別*			
その他参考となる事項			
※受 付 欄		※ 備 考	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事業所の所在地を記入すること。
- 3 *印の欄は、適合期限延長の対象となる全てのタンクについて記載すること。
- 4 その他参考となる事項の欄に関しては、必要に応じ図面、資料等を添付すること。
- 5 ※印の欄は記入しないこと。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令（平成二十二年総務省令第七十一号。以下この条において「改正規則」という。）の施行の日において現に消防法第十一条第一項の規定により許可を受けて設置されている製造所、貯蔵所又は取扱所の構造及び設備で、同日において現に存するもののうち、平成二十五年二月一日から平成二十八年一月三十一日までの間に危険物の規制に関する規則第二十三条の二及び第二十三条の三に定める技術上の基準に適合しないこととなるものの構造及び設備に係る技術上の基準については、この省令による改正後の改正規則（以下この条において「新改正規則」という。）附則第二条の規定を準用する。この場合において、新改正規則附則第二条第三項中「平成二十五年一月二十一日」とあるのは、「新規則第二十三条の二及び第二十三条の三に定める技術上の基準に適合しないこととなる日の十日前」と読み替えるものとする。

危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令案新旧対照条文

○ 危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令（平成二十二年総務省令第七十一号）（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則 （経過措置） 第二条 この省令の施行の際、現に消防法第十一条第一項の規定により許可を受けて設置されている製造所、貯蔵所又は取扱所（以下「既設の製造所等」という。）の構造及び設備で、この省令の施行の際現に存するものうち、改正後の危険物の規制に関する規則（以下「新規則」という。）第二十三条の二及び第二十三条の三に定める技術上の基準に適合しないものの構造及び設備に係る技術上の基準については、これらの規定にかかわらず、平成二十五年一月三十一日までの間は、なお従前の例による。</p> <p>2 東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下この項及び次項において同じ。）に際し、災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村の区域（東京都の区域を除く。）において設置されている既設の製造所等のうち、東日本大震災により損壊したことについて市町村長等が確認したもので、かつ、当該既設の製造所等の危険物の規制に関する政令（以下「令」という。）第十三条第一項第一号に規定する地下貯蔵タンク（令第九条第一項第二十号ハにおいてその例による場合及びこれを令第十九条第一項において準用する場合並びに令第十七条第一項第八号イ</p>	<p>附則 （経過措置） 第二条 この省令の施行の際、現に消防法第十一条第一項の規定により許可を受けて設置されている製造所、貯蔵所又は取扱所（以下「既設の製造所等」という。）の構造及び設備で、この省令の施行の際現に存するものうち、改正後の危険物の規制に関する規則（以下「新規則」という。）第二十三条の二及び第二十三条の三に定める技術上の基準に適合しないものの構造及び設備に係る技術上の基準については、これらの規定にかかわらず、平成二十五年一月三十一日までの間は、なお従前の例による。</p>

、同条第二項第二号、新規則第二十七条の五第四項第一号及び新規則第二十八条の五十九第二項第五号においてその例による場合を含む。以下この条において「地下貯蔵タンク」という。）に第四項に掲げる措置が講じられているものについては、前項の規定を準用する。この場合において、前項中「平成二十五年一月三十一日」とあるのは、「平成二十八年一月三十一日」と読み替えるものとする。

3

前項の規定の適用を受けようとする者は、次の各号に定める書類を、平成二十五年一月二十一日までに、市町村長等に提出しなければならない。

一 別記様式の申請書

二 東日本大震災により当該既設の製造所等が損壊したことを明らかにすることができる書類

三 次項第二号に該当する地下貯蔵タンクを有する既設の製造所等にあつては、同号ハにより定める計画を記載した書類

4

第二項に規定する既設の製造所等の地下貯蔵タンクに講じる措置は、次の各号に掲げる地下貯蔵タンクの区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 新規則第二十三条の二第一項第一号及び第二号に規定する腐食のおそれが特に高い地下貯蔵タンク 新規則第二十三条の三第一号に規定する地下貯蔵タンク これらの危険物の微少な漏れを検知するための告示で定める設備を設けること。

二 新規則第二十三条の三第一号に規定する腐食のおそれが高い地下貯蔵タンク 次のイからハまでに掲げる措置を講じること。

イ 新規則第六十二条の四第一項及び第六十二条の五の二第二項の規定にかかわらず、消防法第十四条の

三の二の規定による定期点検及び新規則第六十二条の五の二第一項の規定による地下貯蔵タンクの漏れの点検を六月に一回以上行うこと。

ロ 危険物の貯蔵又は取扱数量の百分の一以上の精度で一日に一回以上在庫管理を行うとともに、当該既設の製造所等に設けられた漏えい検査管を用いることにより一週間に一回以上危険物の漏れを確認すること。

ハ 当該既設の製造所等における危険物の在庫管理に従事する者の職務及び組織に関すること、当該者に対する教育に関すること、在庫管理の方法及び危険物の漏れが確認された場合に取りるべき措置に関することその他必要な事項について計画を定めること。